

# 学校における児童・生徒の非行防止対策の研究(Ⅰ)

— 非行予測の方法についての一つの試み —

# 目 次

はじめに	1
I 少年非行の実態	2
少年非行の最近の動き	
1. 増加の傾向	2
2. 罪質年齢構成	4
3. 非行年齢の低下と在学少年の増加	7
II 非行予測の理論	12
1 非行に関する基本的な考え方	12
(1) 非行の定義	12
(2) 非行の原因	12
(3) 潜在的非行性の形成と非行発生の心理的機制	12
(4) 潜在的非行性と非行の予測	13
2 非行予測法の概観	14
(1) 非行予測法の分類	14
(2) 非行の早期予測法	14
(3) 再非行の予測法	16
III 研究の目的	17
IV 研究の内容と結果の考察	17
1. 研究計画の概要	17
2. 第1年次の研究内容と結果の考察	18
(1) 研究対象の選定	18
ア 調査対象校の選定	18
イ 非行群とその対照群の決定	18
(2) 調査の実施	18
ア 自己統制力(欲求不満耐性)の調査	18
イ 社会適応(環境体験)の状態の調査	19
(3) 調査の結果とその考察	20
ア 集団ロールジャッパ・テストによる自己統制力の調査	20
イ 適応性診断テストによる社会適応の状態の調査	23
ウ 自己統制力と社会適応の2因子と非行との関連についての考察	24
おわりに	26

## はじめに

青少年の健全育成，非行防止が叫ばれ，「人づくり」が国家の重要施策としてとりあげられてからすでに久しいが，少年非行は依然として衰えをみせないばかりでなく，ますます，増加の傾向を示し大きな社会問題，教育問題となっている。最近の少年非行の特色の一つとして，非行年齢の低下の問題があげられるが，これは必然的に児童・生徒等在学少年による非行の増加となってあらわれてくる。なかでも，中学校，高等学校生徒による非行が目立って多くなり，これらの生徒による非行が，ほとんど毎日の新聞やラジオ・テレビ等のマスコミによって報道されている。このような，在学少年による非行の増加は，やがて教育に対する国民の信頼感をそこなうようにもなるであろう。少年非行の防止対策は，学校教育の立場からもゆるがせにすることのできない重要な課題になってきた。

従来，学校においては，ややもすると少年の非行は，環境の影響が強く，その原因は学校教育の及ばないところにあるものであり，学校教育の限界外であるとする風潮がみられ，他の専門機関に依存しすぎる傾向があったことは否めない。しかしながら，児童・生徒による非行が急激に増加し，悪質化している今日においては，もはや，この現実を目をそむけることはできなくなってしまった。学校でも，もっと積極的にこの問題に取り組み，その解決のために努力しなければならない段階にきていると思う。

学校における非行防止対策は，それが教育の目的である「心身ともに健康な国民の育成」に直接つながるものであり，学校において当然営まれなければならない教育の機能の一つであると考えている。もちろん，非行防止は，学校だけでできるものではなく，また，学校だけの責任ではないが，非行防止対策の推進に当って，学校の占める役割はきわめて重く，その効果も大きく期待することができるであろう。

ところで，少年の非行は突然に現われるものではなく，それ以前にすでに非行への「準備状態」ができあがっている。たとえば，「ある種の基底的性格の上に，不愉快な家庭をせおい，精神的に安定を欠き，何かにつけ乱暴しやすくなっている」という人格上の継続的状态が非行的傾向であり，潜在的非行性とも呼んでいる。このような，潜在的非行性という非行への「準備状態」があってその上非行を現実ひき起す引き金の役目をする「犯因性行為条件（非行を生起させる特定の社会的場面）」が働いた時，非行という好ましくない行動が現実となって，現われるものであるといわれている。少年のもっている潜在的非行性が強ければ強いほど，わずかの犯因性行為条件によって容易に非行が顕在化し，その反対の場合には，たとえ，犯因性行為条件が強く働いたとしても，現実非行に陥ることが少ないことは，今日多くの少年非行研究者によって認められているところであり，これに反対する者はないであろう。

もしも，学校で児童・生徒の潜在的非行性を事前に発見することができるならば，その児童・生徒が将来，非行に陥る危険性があるかどうかを予測することも可能となり，そのような危険性をもっている児童・生徒に対しては，あらかじめ適切な指導を加え，環境を調整するなど個別的な措置を講ずることによって，非行の発生を学校教育の段階において，防止することも可能となるであろう。

少年非行の防止のためには，各種の専門機関があり，それぞれの立場で努力はしているのであるが，それらの機関にあっては，数多くの一般の善良な少年の中から，潜在的非行性をもっている者を事前に識別して，それに対し適切な指導を継続的に行なうということは困難である。学校以外の機関では，どのように早期に発見しようとしても，問題徴候がある程度表面化し，いわゆる，虞犯（ぐはん）行為や不良行為として補導網にかかってこなければ，発見することはむずかしい。問題徴候が現実の行動の面にとらえら

れた時には、すでに非行化が相当進んでいる場合が多く、その後の指導は容易でなく、また効果もあがらない場合が多い。これに対し、学校では学齢期にあるほとんどすべての児童・生徒を対象として扱っているため、その中から潜在的な非行性をもっている者を選び出すということは、その方法さえあれば、容易に行なうことができるであろう。

もしも、学校において個々の児童・生徒の潜在的な非行性を予知し、その顕在化を防止することができるならば、多くの少年が多感な少年時代に非行者というらく印をおかれて、劣等感や反抗心をもち、不幸な少年期を経験することなく、心身ともに健やかに成長させることができるであろう。ここに学校における児童・生徒の非行防止対策としての非行予測法の研究の意義があると思う。

## I 少年非行の実態

少年非行の実態の把握は、むずかしい問題である。現在のところ、司法機関で作成し公表する統計資料によらなければならないが、由来この種の統計には暗数が多く、社会に実際に発生した少年の非行をもれなく収めることはとうてい不可能である。しかしながら、これらの資料による以外に適当な資料がないので全国的な実態は昭和39年版犯罪白書（法務省法務総合研究所編）によって、主として昭和37年度の統計資料を用い、新潟県の実態は昭和38年度犯罪統計書（新潟県警察本部保安少年課編）によって、主として昭和38年度の統計資料を用いて、最近の動きを概観してみよう。

### 1. 増加の傾向

わが国においては、ここ数年来、少年の非行は著しく増加しているといわれているが、まず、その実態を刑法犯による補導人員の推移について述べてみよう。

第1表 少年，成人別刑法犯延人員の推移 I（全国）

昭和29年～38年

年 度	少 年		成 人		全刑法犯に対する少年の比率 %
	人 員	非 行 率 (1,000人あたり)	人 員	非 行 率 (1,000人あたり)	
昭和29年	94,342	9.0	419,376	8.4	18.4
30	96,956	9.2	437,104	8.6	18.2
31	100,758	9.3	427,192	8.2	19.1
32	114,302	10.4	430,255	7.9	21.0
33	124,379	11.1	420,893	7.8	22.8
34	139,618	12.4	417,455	7.6	25.1
35	147,899	13.7	413,565	7.4	26.3
36	158,884	14.0	422,430	7.3	27.3
37	162,941	13.9	406,925	6.9	28.6
38	174,351	14.2	432,298	7.2	28.7

全国的な傾向としては、昭和30年このかた実数、非行率（10才以上の少年人口1,000人あたりの非行件数）、成人に対する少年の割合ともに年々増加している（第1表）。昭和37年度における全国の刑法犯による少年の補導人員の延数は、162,941人で非行率は13.9となり、ほぼ少年70人に1人の割合で刑法犯のため補導を受けていることになる。昭和38年度にはさらに増加し、延数174,351人、非行率は14.2となった。成人の件数は社会の安定とともに横ばいか、または減少の傾向にあるのに対し、少年の非行のみが、ますます増加していくということは、教育的な立場からもゆるがせにできない重要な問題といわなければならない。

第2表 少年、成人別刑法犯延人員の推移 II（新潟県）

昭和29～38年

年 度	少 年		成 人		全刑法犯に対す る少年の比率 %
	人 員 人	非 行 率 (1,000人あたり)	人 員 人	非 行 率 (1,000人あたり)	
昭和29年	1,791	3.5	5,996	4.2	23.0
30	1,619	3.2	5,868	4.1	22.0
31	1,881	3.7	6,468	4.5	22.5
32	2,047	4.0	6,572	4.6	23.7
33	2,522	5.0	6,593	4.8	27.7
34	2,519	4.9	6,400	4.7	28.2
35	3,245	6.2	6,433	4.7	33.5
36	3,810	7.3	6,633	4.9	36.5
37	4,242	8.1	7,652	5.6	35.7
38	4,257	8.1	8,072	5.9	34.5

新潟県においても、全国の傾向と同じく年々増加の一途をたどっているが（第2表）、全国の実態と比較してみると、非行率においては低く、年々の増加率や成人に対する少年の割合においては、著しく高くなっている。昭和38年の補導人員の延数は、4,257人で非行率は8.1となり全国のその約60%に過ぎないが、昭和31年の非行率3.7に対して2倍以上にはね上がっている。このことは、新潟県においては、非行件数こそ少ないが、少年の非行化が最近急速に進んでいることを示しているものといえるであろう。

つぎに、特別法犯、ぐ犯、触法行為等刑法犯以外の非行についてみると全国では、第3表のように年々増加している。

特別法犯は昭和37年には昭和33年の2倍近くに増加した。ぐ犯少年は昭和36年に一時減少の傾向を示したが、翌昭和37年にはすぐに増加し全体的には増加の傾向に変わりはない。14才未満の触法少年の増加も著しく、昭和37年には昭和33年の2倍近くになっている。（この触法行為件数の中には14才未満の特別法違反件数も含まれているので、第7表の14才未満の刑法犯補導人員より多くなっている）。

新潟県においても第4表のように特別法犯、ぐ犯、触法行為ともに増加の傾向が著しい。

第3表 特別法犯・ぐ犯・触法行為補導延人員の推移I (全国)

(昭和33年～37年)

年 度	特 別 法 犯	ぐ犯 (不良行為を含む)	触 法 行 為
昭和33年	424,258 人	720,606 人	33,383 人
34	494,748	790,104	38,848
35	672,755	843,168	51,662
36	731,491	798,118	60,078
37	835,460	932,188	60,498

第4表 特別法犯・ぐ犯・触法行為補導延人員の推移II (新潟県)

(昭和33年～38年)

年 度	特 別 法 犯	ぐ犯 (不良行為を含む)	触 法 行 為
昭和33年	7,971 人	2,403 人	651 人
34	10,401	3,390	621
35	12,744	4,573	1,078
36	12,197	4,840	1,252
37	15,040	5,926	1,373
38	14,249	6,786	1,376

以上は少年非行の数的増加の状態を、刑法犯とそれ以外の非行に分けて考察したのであるが、両方を合計した非行少年の延数は、昭和38年度には全国で1,991,089人に達し、少年人口1,000人あたり83.4件の割合で補導されたことになる。これを14才以上の者だけについてみるならば、少年人口1,000人あたり実に140件という大きな数字になる。山本晴雄氏や福島県警察本部の調査によれば、社会に実際に発生した少年の非行は、警察で補導した件数の3倍ないし10倍になっているというから、実際の非行少年の数は驚くべきものになるであろう。

新潟県においては、昭和37年度に警察の補導を受けた非行少年の延数は、25,208人で少年人口1,000人あたり48.0件であったが、昭和38年度には延数25,292人、少年人口1,000人あたり48.1件とわずかながら上昇している。

## 2 罪質、年齢構成

少年非行が増加しているといっても、各種の非行がみな一様に増加しているわけではない。全国的な傾向として特に増加が目立つのは、第5表のように窃盗、恐かつ、暴行、脅迫、わいせつなどで、強盗、強かん、殺人、放火などには大きな変動は見られない。詐欺、横領などはむしろ減少の傾向を

示している。つまり、知能的な非行が減って、粗暴な行為および窃盗がふえているということになり現代っ子の特徴がここにもあらわれているといえよう。

第5表 主要罪種別少年刑法犯補導延人員と指数I (全国)

(昭和31年～37年) 数字は人数, ( )内数字は指数

年度	罪種	総数	殺人	強かん	強盗	窃盗	暴行	傷害
昭和31年		100,758 (100)	323 (100)	2,010 (100)	1,998 (100)	57,261 (100)	5,408 (100)	11,242 (100)
32		114,302 (113)	307 (95)	2,823 (140)	2,173 (109)	59,877 (105)	7,256 (134)	13,615 (121)
33		124,379 (123)	359 (111)	4,605 (229)	2,348 (118)	56,856 (99)	9,811 (181)	15,557 (138)
34		139,618 (139)	415 (128)	4,530 (225)	2,550 (128)	64,447 (113)	10,571 (195)	16,005 (142)
35		147,899 (147)	423 (131)	4,232 (211)	2,646 (132)	68,779 (120)	10,197 (189)	15,674 (139)
36		158,884 (158)	440 (136)	4,106 (204)	2,380 (119)	77,542 (135)	10,534 (195)	16,534 (147)
37		162,941 (162)	336 (104)	3,866 (192)	2,169 (109)	83,105 (145)	10,964 (203)	15,538 (138)

年度	罪種	脅迫	恐かつ	放火	詐欺	横領	わいせつ
昭和31年		587 (100)	5,251 (100)	148 (100)	2,964 (100)	1,841 (100)	475 (100)
32		666 (113)	8,078 (154)	162 (109)	3,077 (104)	1,889 (103)	533 (112)
33		798 (136)	11,588 (221)	183 (124)	2,693 (91)	1,500 (81)	882 (186)
34		796 (136)	13,479 (257)	189 (128)	2,372 (80)	1,444 (78)	947 (199)
35		847 (144)	13,646 (260)	203 (137)	2,198 (74)	1,311 (71)	988 (208)
36		920 (157)	13,738 (262)	210 (142)	2,112 (71)	1,151 (63)	1,064 (224)
37		935 (159)	14,384 (274)	154 (104)	1,661 (56)	900 (48)	1,129 (238)

新潟県の状況は、第6表のようにここ数年の傾向として、恐かつ、脅迫、暴行などの粗暴な非行の増加が著しく、わいせつ、強かんなどの性的非行がこれにつき、放火や知能的な詐欺、横領などは減少しつつあることは、大体全国と同じ傾向にあるものといえよう。

第6表 主要罪種別少年刑法犯補導延人員と指数Ⅱ (新潟県)

年度	罪種	総数	殺人	強盗	放火	強かん	暴行	傷害
昭和29年		1,791 (100)	2 (100)	13 (100)	25 (100)	16 (100)	33 (100)	151 (100)
30		1,619 (90)	3 (150)	11 (85)	7 (28)	27 (169)	44 (133)	181 (120)
31		1,881 (105)	2 (100)	20 (154)	9 (36)	50 (313)	139 (421)	181 (120)
32		2,047 (114)	2 (100)	10 (77)	5 (20)	34 (213)	144 (436)	188 (125)
33		2,522 (141)	4 (200)	23 (177)	14 (56)	51 (319)	236 (715)	232 (154)
34		2,519 (141)	5 (250)	38 (292)	13 (52)	38 (238)	253 (767)	220 (146)
35		3,245 (181)	3 (150)	26 (200)	9 (36)	71 (444)	226 (685)	191 (126)
36		3,810 (213)	4 (200)	17 (131)	32 (128)	93 (581)	250 (758)	292 (193)
37		4,242 (237)	7 (350)	11 (85)	31 (124)	72 (450)	216 (624)	212 (140)
38		4,257 (238)	3 (150)	15 (115)	24 (96)	55 (344)	281 (852)	217 (144)

つぎに、刑法犯により補導された少年の年齢構成をみると、全国では第7表のように16才以上の年長少年は、昭和37年にいたって減少しているのに、15才以下の年少少年は実数、非行率ともに依然として著しい上昇を続けている。

新潟県における非行少年の年齢構成は、第8表のように年少少年ほど増加の割合が高くなっていることは全国と同じ傾向にあるが、特に14才未満の少年の非行率は、全国平均よりも高くなっており非行の低年齢化の現象が著しいといえることができるであろう。

第7表 刑法犯少年の年齢別補導延人員Ⅰ (全国)

(昭和33年～37年)

年 度	14才未満		14才～15才		16才～17才		18才～19才	
	人 員	非 行 率 (1,000人あたり)	人 員	非 行 率 (1,000人あたり)	人 員	非 行 率 (1,000人あたり)	人 員	非 行 率 (1,000人あたり)
昭和33年	30,994	2.5	29,260	7.5	44,114	11.2	51,005	15.2
34	37,281	2.9	35,897	10.0	47,111	12.0	56,610	15.1
35	48,783	3.6	35,375	11.4	50,558	13.2	61,966	16.1
36	57,572	4.5	44,909	11.7	51,217	14.2	62,758	16.1
37	57,808	4.7	60,615	12.7	43,089	13.9	59,237	15.5



(昭和29年～38年) 数字は人数, ( )内数字は指数

脅迫	恐かつ	窃盗	詐欺	横領	わいせつ	その他
20 (100)	15 (100)	1,211 (100)	89 (100)	38 (100)	16 (100)	162 (100)
16 (80)	40 (267)	993 (82)	91 (102)	21 (55)	22 (138)	163 (100)
11 (55)	56 (373)	1,087 (90)	51 (57)	30 (79)	31 (194)	214 (132)
8 (40)	34 (227)	1,297 (107)	80 (90)	2 (5)	16 (100)	227 (140)
7 (35)	90 (600)	1,399 (116)	51 (57)	30 (79)	29 (181)	356 (220)
13 (65)	105 (700)	1,407 (116)	55 (62)	25 (66)	21 (131)	326 (201)
10 (50)	162 (1,080)	2,010 (166)	49 (55)	27 (71)	28 (175)	433 (267)
12 (60)	149 (993)	2,417 (200)	52 (58)	37 (97)	24 (150)	431 (266)
4 (20)	142 (947)	2,827 (233)	44 (49)	22 (58)	52 (325)	602 (372)
19 (95)	139 (927)	2,688 (222)	63 (71)	33 (87)	38 (421)	682 (421)

第8表 刑法犯少年の年齢別補導延人員Ⅱ (新潟県)

(昭和33年～38年)

年 度	14才未満		14才～15才		16才～17才		18才～19才	
	人 員	非行率 (1,000人 あたり)	人 員	非行率 (1,000人あ たり)	人 員	非行率 (1,000人あ たり)	人 員	非行率 (1,000人 あたり)
昭和33年	651	2.4	432	5.2	617	7.0	822	10.3
34	621	2.3	442	5.4	694	7.9	762	9.6
35	1,078	3.9	513	6.2	751	8.5	903	11.4
36	1,252	4.6	752	9.1	830	9.4	976	12.3
37	1,373	5.0	1,155	13.9	750	8.5	964	12.1
38	1,376	5.0	1,042	12.6	884	10.0	955	12.0

### 3 非行年齢の低下と在学少年の増加

非行少年の実数の増加については1で述べたが、全国の刑法犯少年の年齢別補導人員の少年人口1,000人あたりの割合(非行率)の年次別の推移を見ると(第9表)、低年齢層ほど増加が著しいことがわかる。特に15才以下の義務教育年齢層の増加は著しく、昭和29年当時に比べ約2倍になっている。これに対し、高年齢になるに従って増加の割合は鈍り、20才以上の成人になると逆に減少している。新潟県においては、非行年齢の低下が特に著しく、17才以下の年齢層にあっては昭和29年当時の約3倍にもはねあがり、全国の増加率をはるかに上回っている(第10表)

第9表 刑法犯年齢別補導人員の非行率、指数の推移Ⅰ（全国）

（昭和29年～37年）

年 度	14才未満		14才～15才		16才～17才		18才～19才		20才～24才 （成人）	
	非行率	指 数	非行率	指 数	非行率	指 数	非行率	指 数	非行率	指 数
昭和29年	2.4	100	6.1	100	8.5	100	12.3	100	16.2	100
30	2.2	92	5.8	95	8.8	104	13.1	107	17.1	106
31	2.2	92	5.6	92	8.9	105	14.0	114	17.0	105
32	2.4	100	6.7	110	10.2	120	15.2	124	16.3	101
33	2.5	104	7.5	123	11.2	132	15.2	124	17.0	105
34	2.9	121	10.0	164	12.0	141	15.1	123	16.9	104
35	3.6	150	11.4	187	13.2	155	16.1	131	17.0	105
36	4.5	188	11.7	192	14.2	167	16.1	131	16.2	100
37	4.7	196	12.7	208	13.9	164	15.5	126	15.4	95

第10表 刑法犯年齢別補導人員の非行率、指数の推移Ⅱ（新潟県）

（昭和29年～38年）

年 度	14才未満		14才～15才		16才～17才		18才～19才		20才以上(成人)	
	非行率	指 数	非行率	指 数	非行率	指 数	非行率	指 数	非行率	指 数
昭和29年	1.8	100	4.2	100	3.6	100	6.9	100	4.2	100
30	1.0	56	3.1	74	4.4	122	7.3	106	4.1	98
31	2.2	122	2.5	60	4.7	131	7.9	114	4.5	107
32	2.6	144	2.5	60	5.4	150	8.0	116	4.6	110
33	2.4	133	5.2	124	7.0	194	10.3	149	4.8	114
34	2.3	128	5.4	129	7.9	219	9.6	139	4.7	112
35	3.9	217	6.2	148	8.5	236	11.4	165	4.7	112
36	4.6	256	9.1	217	9.4	261	12.3	178	4.9	117
37	5.0	278	13.9	331	8.5	236	12.1	175	5.6	133
38	5.0	278	12.6	300	10.0	278	12.0	174	5.9	140

第9表、第10表によって全国、新潟県ともに刑法犯による補導人員の増加は、年少者ほど著しいことを見てきたが、この傾向は特別法犯、く犯等を含めた全非行少年についても同じである。このように、年少非行者の増加は必然的に在学少年による非行の増加となって現われてくる。その実態を学校種別ごとに見ると次のようになっている。

第11表 在学少年の非行の実態I (全国)

(昭和33年, 35年, 37年)

年度	区 分	小学生		中学生		高校生		大学生	
		人 員	非行率	人 員	非行率	人 員	非行率	人 員	非行率
昭和三十三年	刑法犯	27		21,551		11,930		2,513	
	触法行為	16,574		12,701		—		—	
	ぐ犯行為	76,482		130,885		103,837		4,893	
	計	93,083	6.9	165,137	31.7	115,767	38.0	7,406	11.4
昭和三十五年	刑法犯	16		26,347		16,707		3,012	
	触法行為	23,958		22,826		—		—	
	ぐ犯行為	93,772		163,723		128,812		6,040	
	計	117,746	9.4	212,896	36.1	145,519	45.1	9,052	12.8
昭和三十七年	刑法犯	12		48,948		20,812		3,476	
	触法行為	24,201		31,526		—		—	
	ぐ犯行為	72,277		220,031		150,683		9,218	
	計	96,490	8.7	300,505	41.0	171,495	52.2	12,694	15.2

注1. 特別法犯は除いてある。

2. 非行率は在学生1,000人あたりの比率である。(小学生は3年生以上)

第11表を見ると、全国では昭和37年における中学生の非行人員は、道路交通法等の特別法関係を除いても300,505人で生徒1,000人あたり41件になり、昭和33年に比べ10件近く増加している。生徒の非行率の増加が特に顕著なのは高校生であって、昭和33年の非行率38.0が昭和37年には、52.2と大幅に増加している。このことは中学生は24人に1人、高校生では19人に1人の割合で特別法以外の非行により警察の補導を受けていることになる。これに特別法関係を加えるならば非行率はさらに高くなり、中学生、高校生に対する非行防止対策が早急に考えなければならぬ段階にきていることがよくわかるであろう。

第12表 在学少年の非行の実態Ⅱ（新潟県）

（昭和33年，35年，37年）

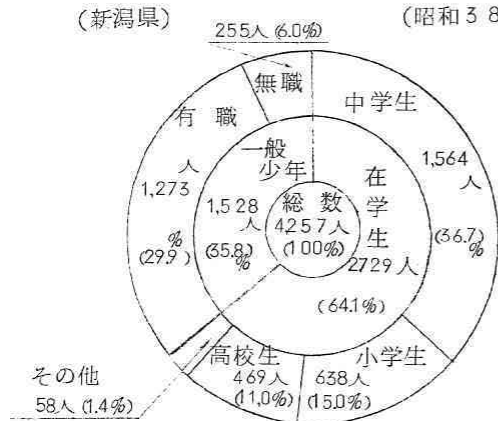
年度	区分	小学生		中学生		高校生		大学生	
		人員	非行率	人員	非行率	人員	非行率	人員	非行率
昭和三十三年	刑法犯	—		—		112		31	
	触法行為	369		596		—		—	
	ぐ犯行為	359		525		420		5	
	計	728	2.7	1,121	7.5	532	10.0	36	~
昭和三十五年	刑法犯	—		—		235		11	
	触法行為	513		947		—		—	
	ぐ犯行為	480		985		718		8	
	計	993	3.8	1,932	11.5	953	16.5	19	~
昭和三十七年	刑法犯	—		—		419		46	
	触法行為	598		1,639		—		—	
	ぐ犯行為	549		1,439		1,032		67	
	計	1,147	5.1	3,078	15.1	1,451	23.4	113	~

注1. 特別法犯は除いてある。

2. 非行率は在学学生1,000人あたりの比率である。（小学生は3年生以上）

新潟県では第12表のように、中学生の非行率は15.1、高校生は23.4である。非行率においては全国の1/2以下の低率ではあるが、非行の増加の割合は著しく高く、在学少年の非行化が急速に進んでいることを示しているが、このことは教育関係者にとっては特に注目を要する事実ではないだろうか。つぎに、在学少年と一般少年の非行の割合を、刑法犯について新潟県の統計によって比較してみると第13表のようになり、在学少年の割合は著しく高くなっていることがわかる。

第13表 刑法犯少年（含触法）の在学学生と一般との割合（新潟県）

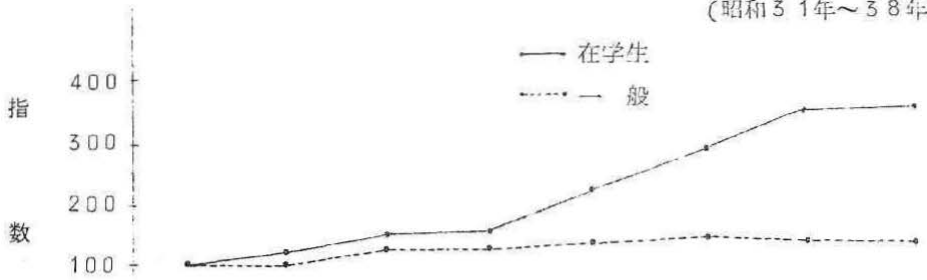


さらに、在学少年と一般少年の増加の割合を年次別にみると第14表のようになり、一般少年は昭和38年には昭和31年の1.36倍になったのに対し、在学少年は実に3.59倍にもなっている。その中でも、最も増加の著しいのは第15表のように高校生と中学生である。

このような事実をみると、在学少年特に中学生、高校生に対する非行防止対策を、もっと積極的に学校教育の中に取り入れ、生徒指導を強化する必要があることを痛切に感ずるのである。

第14表 刑法犯少年(含触法)の在學生と一般の年次別推移(新潟県)

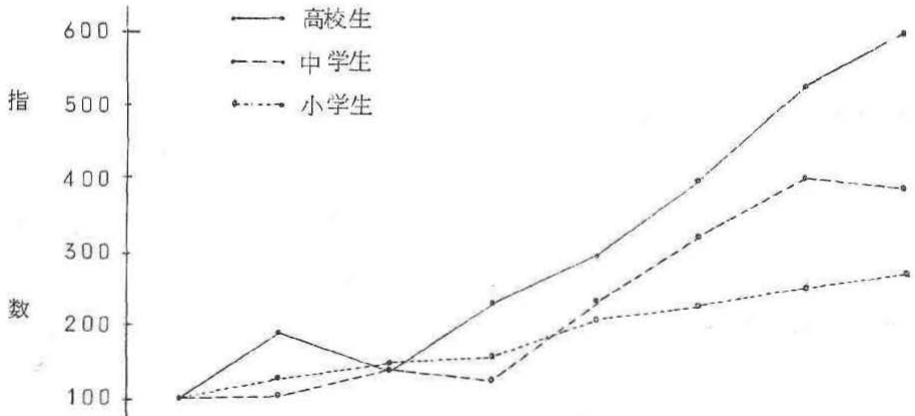
(昭和31年~38年)



区分	年別	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年
在學生	人員	760	923	1,108	1,119	1,706	2,208	2,702	2,729
	指数	100	121	146	147	224	291	356	359
一般	人員	1,121	1,124	1,414	1,400	1,539	1,602	1,535	1,528
	指数	100	100	126	125	137	143	137	136

第15表 刑法犯少年(含触法)の学校別推移(新潟県)

(昭和31年~38年)



区分	年別	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年
小学生	人員	243	318	369	390	513	542	598	638
	指数	100	131	152	160	211	223	246	263
中学生	人員	415	436	596	539	947	1,306	1,639	1,564
	指数	100	105	144	130	228	315	395	377
高校生	人員	79	151	112	176	235	310	419	469
	指数	100	191	142	223	297	392	530	594

## II 非行予測の理論

### 1 非行に関する基本的な考え方

#### (1) 非行の定義

非行とはデリンクェンシィ (Delinquency) の訳語であるが、これは社会における一定の行為基準に反する行動を意味し、犯罪よりも広い概念である。グリュック夫妻 (Glueck, S. & E.) は「すべての非行行動は、どのような特定の形態をとろうとも、社会規律の要求に対する個人の不順応という公分母をもつものであり、成人社会生活の複雑した基準に対する不適応の一形態である」と述べているが、非行も人間の行動の一部であり、自我—環境体制の力動的な表現としてみることができると述べている。多くの普通人の行動から著しく逸脱した行動は、異常行動または不適応行動といわれ、非社会的行動と反社会的行動とに分けられる。

これらの行動のうち社会のもっている価値基準すなわち、法律、規則、道徳、習慣などに適応することができないで、健全な社会にとって有害な行動となり、現行少年法の規定に触れるような反社会的な行動、すなわち、犯罪行為 (14才以上で刑罰法令を犯した行為)、触法行為 (14才未満で刑罰法令に触れた行為)、ぐ犯行為 (将来、刑罰法令を犯すおそれのあるような行為) およびその他の不良行為等を総称して今日では一般に「非行」といいならわしている。

#### (2) 非行の原因

古くから非行の原因を遺伝的素質に求めようとする生得説と、環境の原因に帰せしめようとする獲得説とにわかれて論議されてきた。生得説とは「素質論」であり、非行の主観的、内面的要因に注目して遺伝、性格、体質、精神異常など個人の内的条件にその原因を求めようとするものであり獲得説とは「環境論」であって、非行の客観的、外面的要因に着目して、気候風土、地域、宗教、経済、教育、文化等の外的条件に原因を求めようとするものであるが、いずれも一方的な考え方であるということが明らかになり、両者を止揚した第3の学説があらわれた。ウィリアム・シュテルン (Stern, W.) の輻輳 (ふくそう) 説がそれである。この学説は、人間の行動やその発達を「遺伝的素質」と「環境の影響」の二つの要因の相互関係においてとらえようとするもので、「総合的動力的犯罪論」ともいわれている。この立場では、非行は人格全体を貫いて作用する素質的要因と環境的要因の力動的関係によって発生すると考えるものであるが、おそらく今日この考え方を否定する者はないであろう。本研究でもこの立場に立って、その研究を進めていきたいと考えている。

#### (3) 潜在的な非行性の形成と非行発生の心理的機制

潜在的な非行性とは、個人の人格のうちに潜む、環境との関係における人格の反社会異常状態であり、非行行動を発生させやすい継続的な人格の状態のことである。このような潜在的な非行性の形成に関する心理的機制として水島恵一氏は、次の二つをあげている。

- ① 欲求不満状態の反応とみられる一次性行動異常や、愛情、しつけなどの不足が行動の社会的統制を弱める結果、本来の欲求傾向が非行的に条件づけられるなど、適応能力の阻害に関する情動的不適応の機制
- ② 適応内容の阻害に関する文化的感応の機制

この両機制は相互作用をしながら反社会的な行動となって固定し、人格の内により高い非行性を形成していくものである。このようにして、人格の奥深くに形成された非行性は、犯因性行為条件としての刺激が加えられた時、容易に顕在化し、具体的な非行行動となってあらわれる

#### (4) 潜在的な非行性と非行の予測

潜在的な非行性を有する者は、わずかの刺激によって容易に非行という社会の行為基準から逸脱した行動を選択しやすいのであるが、その潜在的な非行性は具体的には個人の自己統制力（欲求不満耐性）と社会適応（環境体験）の状態とに見ることができる。

##### ア 自己統制力と非行との関係

ヒーリー（Healy, W.）によれば、欲求不満や葛藤（かっとう）による緊張が、個人の有する耐性の限界を越えた時、その代償として非行があらわれるという。このような耐性のことを自己統制力といい、遺伝的、素質的なものと環境、教育、経験などによって後天的に得られたものが複雑にからみ合って形成されたものであって、いろいろな欲求不満や誘惑などに耐え、自己の行動を社会の基準に適合させ、制度的な行動を選択させるなど個人と環境との調整機能としてのはたらきをもっている。したがって、貧困な統制力は結果として、容易に衝動的な行動を生じさせ、社会の行為基準から逸脱した行動を選択させることになりやすい。これに反し、良い統制力は欲求不満や誘惑などの不良な刺激にもよく耐えて、非行などの反社会的行動の発生を抑制する機能をもっている。

##### イ 社会適応と非行との関係

人は不良な環境におかれれば、非行に陥りやすいことは、だれでも認めるところであるが、同じ環境にありながら非行に陥る者と陥らない者とがある。この違いは自己統制力の差だけではなく、自己のおかれている環境をどのように認知し、どのように感じているかという環境体験の状態と密接に関連している。もしも、自己のおかれている環境に対し、良い環境体験として認知している場合には、たとえそれがどのように不良な境遇であったとしても、精神的に安定した良い社会適応の状態にあり、不適応行動としての非行は発生しにくい。その反対に不良な環境体験として認知している場合には、たとえそれがどのように良い境遇であったとしても、常に欲求不満の状態におかれ、精神的に不安定となり、不良な社会適応の状態となって、非行の発生を促進する。つまり、同じ環境にあってもその環境をどのように認知しているかという環境体験すなわち、社会適応の状態によって、非行への衝動は大きく違ってくるのである。

以上は自己統制力（欲求不満耐性）と社会適応（環境体験）の良否が、非行という現実の行動の生起にどのように関連するかということについて述べたのであるが、人格の面において自己統制力が乏しくその上不良な社会適応の状態にある者は、そうでない者に比べ非行に陥る危険性の高い不安定な状態にあるとすることができる。したがって、児童・生徒の自己統制力と社会適応の状態を客観的に知ることができれば、その者が非行に陥りやすい状態にあるかどうか判断することができ、非行の予測も可能となるのである。



## 2 非行予測法の概観

非行防止対策としては、いろいろ考えられるが、少年の有する潜在的な非行性を早期に発見し、非行性形成の原因を追求し、これを除去することが効果的であることは論をまたない。非行性形成の原因を知り、非行を予測するという事は、非行者を教育的あるいは治療的な立場で処遇して、非行の発生やその発展を防止しようと考えている人々にとっては、医師の診断における予後の見立てと同じように欠くことのできない重要な過程である。このため、少年の有する潜在的な非行性を早期に発見し、将来の社会的行動特に非行の危険性について確実な予測をしようとする研究が、洋の東西を問わず早くから試みられていたが、1920年から30年代にかけてようやく活発になってきた。特に1950年グリュック夫妻が、「少年非行の予測」についての研究を発表するにおよんで、グリュック方式による予測研究がとみに盛んになってきた。

### (1) 非行予測法の分類

非行予測の方法には二つの大きな流れがある。その一つは臨床診断的な方法（全体的評価法）であり、他の一つは数理統計的な方法（点数法）である。臨床診断的な方法とは、犯罪生物学的な立場から対象者の人格全体を分析し、またそれを統合して全体的な評価によって非行行動を診断的に予測しようとするものであって、非行に陥るかどうかは個々の対象のダイナミクスにあるとする立場をとっている。この立場の非行予測法では、診断のための最も重要な標識を、対象者の人格特に性格に求め、これと関連して過去の社会的行動と、そのおかれている環境とを握し、それらの力動的な関係の考察から予後を知ろうとするものである。

これに対し、数理統計的な方法では犯因的諸特性を統計的方法によって数量化し、その得点の大小によって将来の非行行動を予知しようとするもので、確率論の上に立つものである。この方法の特徴は、臨床診断的な項目や主観的な判断を必要とする項目をさけ、できるだけだれでも利用できる客観的な、そして非行者と無非行者を鋭く識別できる条件をみたまうような項目すなわち、両者の間に統計的に有意差のある項目の評定によって、将来の非行を予測しようとするものである。この方法では因子を厳格に規定しておくならば、いかなる評定者によっても同一の結果が期待できるので、臨床診断的な方法よりも客観的であるといわれている。

また、非行予測法はその目的によって早期予測法と再非行予測法とに分けられる。早期予測法とは非行の発生する前に、将来の非行を予知しようとするものであり、再非行予測法とは一度非行のあった者が、将来再び非行をするかどうかを判断しようとするものであるが、学校において最も必要とし、かつ教育的な効果の大きいものは早期予測法である。

### (2) 非行の早期予測法

#### ア グリュック夫妻の早期予測法

早期予測法の代表的なものは、グリュック夫妻による早期予測法である。グリュック夫妻は500名の非行少年と、それと同数の無非行少年の調査研究により、少年の非行と関連をもつ402個の因子を集めたが、その内訳は、①身体の状態に関するもの30、②体質に関するもの55、③知能の働きに関するもの56、④性格およびパーソナリティに関するもの57、⑤気質のダイナミクスに関するもの55、⑥家庭、学校、地域社会の関係などに関するもの149となっている。



これらの因子について、非行との実際の関連性を統計的に吟味し、両群の間で有意差の大きい因子を選び出し、それをさらに、少数の識別力の高い因子にしぼって、最終的には3組15個の予測因子を選び出すことに成功した。これらの因子は、① 非行者と無非行者の識別力が最大であること、② 5、6才の幼児期においてすでに現われているものであること、③ 相互にある程度の独立性をもっていること等においてすぐれた予測因子の条件を満たすものであった。このようにして作成されたグリュック夫妻の早期予測法の構成は、次のようになっている。

a 社会的5因子による早期予測法

グリュック夫妻は各因子の非行に対する関連性の度合いを加重失点方式によって数量化し、次のような社会的5因子の加重失点一覧表と、これに基づく非行予測表を作成した。この社会的5因子の加重失点表を対象少年に適用し、社会的5因子を通じての合計失点を算出して、その失点の総計を非行予測表にあてはめ、これから非行に陥る蓋然性を求めようとするものである。

社会的因子のサブ・カテゴリーと加重失点一覧表

社会的因子	加重失点
1. 父による少年のしつけ	
厳格すぎるかあるいは気まぐれ	7 1.8
ゆるやか	5 9.8
確固かつ親切	9 3
2. 母による少年の監督	
不適切	8 3.2
普通	5 7.5
適切	9 9
3. 少年に対する父の愛情	
無関心あるいは敵対的	7 5.9
温情ゆたか(盲愛を含む)	3 3.8
4. 少年に対する母の愛情	
無関心あるいは敵対的	8 6.2
温情ゆたか(盲愛を含む)	4 3.1
5. 家族の結合	
結びついていない	9 6.9
多少の結びつき	6 1.3
結びついている	2 0.6

たとえば、ある少年の社会的環境を調査し、これを加重失点一覧表にあてはめて評定した結果、失点の総計が300点以上であった場合、その少年の非行に陥る確率は非行予測表(4級)によると89.2%、非行に陥らない確率は10.8%である。したがって、この少年は将来非行に陥る危険性が、きわめて高いというように判断し、また、別の少年の社会的5因子の加重失点の総計が200点未満であった場合には、その少年の非行に陥る確率は8.2%、非行に陥らない確率は91.8%であるのでこの少年が将来非行に陥る危険性は、きわめて低いというように判断するのである。

社会的5因子による非行予測表(4級の例)

加重失点級	非行をする確率(100につき)	非行をしない確率(100につき)
200点未満	8.2	91.8
200~249点	37.0	63.0
250~299点	63.5	36.5
300点以上	89.2	10.8

- b ロールジャッパ・テストによる性格特性の5因子による早期予測法
  - c 精神医学的面接によるパーソナリティ特性の5因子による早期予測法
- } (説明省略)

イ 館沢徳弘氏の早期予測法

グリュックの社会的5因子による予測方式によって、川崎市において53対の非行少年群と無非行少年群に対して追試した結果作成したもので、小学校3、4年時を予測時点としている。予測因子およびその小分けはグリュック夫妻のものと同じであるが、サブカテゴリー(小項目)の失点の重みづけがやや異なっている。いわば、グリュック方式の日本版ともいうべきものである。

ウ 牛島義友氏の早期発見法

340名の非行少年と703名の無非行少年の比較調査によって作成した不良化傾向の早期発見法は、66個の生活条件を点数に換算し、その点数の大小によって非行者と正常者を識別しようとするものである。この方法は環境性格評定尺度として発表されたが、第1部主として環境17項目第2部主として成育や生活状況12項目、第3部主として性格14項目からなり、各項目とも5段階評価になっており、各項目の段階点の合計を段階点基準表にあてはめ、非行の危険性の度合いを評定するようなくみになっている。

(3) 再非行の予測法

ア 吉益脩夫氏の再非行予測法

ドイツの犯罪生物学の考え方に基礎をおき、青少年受刑者800名について調査研究した結果、① 精神病質、② 早発犯罪、③ 高度反復、④ 欠損家庭、⑤ 就学不全、⑥ ひん繁な転職、⑦ 2回以上の施設収容の7項目を危険徴候としてあげ、因子の検定および予測表の作成をしたが「社会的予後の判定は点数法を参考として、犯罪生物学の素養のある人が全体的に評価し、是正補充して行なったならば、有効確実な結果が得られるであろう」といっている。

イ 警察庁の非行危険性判定法

この判定法は主として、第1線の警察官が補導した少年の非行再発の危険性の程度を判断する時の参考とするために考案されたもので、第1に項目法として① 早発非行、② 手口類似、③ 就学不全、④ 転職回数、⑤ 欠損家庭、⑥ 交友不良の6個の社会的事実について調査し、該当するものに1点を与え、その合計点数によって再非行の危険性の度合いを示すようになっている。第2には図版法として無意味なインクプロットによる5枚の図版からなっており、対象者がその図版にどのような反応をするかによって、性格上の異常点を算出し、項目法と図版法の得点を総合判断して、再非行への危険性を判定しようとするものである。

ウ 館沢徳弘氏の再非行予測法

川崎市における実態調査において調査した因子の中から、再非行者と無非行者を識別する因子7個を得て、再非行予測法を作成した。その内容は早期予測法にくらべ予測因子および加重失点が多変わっているが、基本的な原理は早期予測法と同じであるので説明は省略する。

以上、現在用いられている非行予測法のおもなものについて概観してきたが、これらの予測法は、いずれも調査に専門的な知識技術や多くの時間と労力を必要としたり、あるいは調査項目が早期予測に適しないなどの理由で、学校で多数の一般児童・生徒の中から非行の危険性のある者を識別するための予

測法として用いるには適当とはいわれない。

### Ⅲ 研究の目的

従来、学校において行なわれた非行防止対策は、多くの場合非行が発生した後の事後対策、再非行防止対策になりがちであり、非行の危険性のある者に対し事前に適切な指導を行ない、非行の発生を未然に防止するということは、ほとんど行なわれていなかった。そのため非行が発生して初めて気がつくという例もしばしばであったが、その大きな原因の一つは個々の児童・生徒が潜在的非行性を有するかどうかを予知することが困難なことによるものであると思う。少年の有する潜在的非行性を予知し、将来の非行を予測することは、すでに多くの研究者によって試みられ、ある程度の成果をあげている。しかしながら、学校で多数の一般の児童・生徒に対して実施するのに適した予測法は今のところ見当たらない。

学校で行なう非行の予測は数多くの児童・生徒に対し、臨床診断の専門家でない教師によって行なわれるのを原則とするので、専門的知識や技術を必要としない数理統計的な方法を用いて、潜在的非行性を有する者を第一次の選別をし、それにより選別された者に対しては、あらゆる角度から詳細なケーススタディを行ない専門家の意見をも加えて、全体的に評価診断するという2段階の方法によらなければならないであろう。

本研究では、このような考えによって専門的な知識や技術を要せず、時間的、労力的、経済的な負担も少なく、多忙な学校の教師によって容易に実施することのできる非行予測の方法を考究し、さらに学校において非行予測法を活用した非行防止のための効果的な指導法を研究しようとするものである。

### Ⅳ 研究の内容と結果の考察

#### 1 研究計画の概要

本研究では学校における児童・生徒の非行防止対策の一つとして、非行の早期予測法ならびに、非行予測に基づく指導法を昭和39年度から次のような年計画で、継続的に研究しようとするものである。

第1年次 学校において一般の児童・生徒の中から潜在的非行性をもっている者を事前に識別し非行を予測することの可能性を検討するために予備的な調査研究をする。その方法として調査対象に非行群および、その対照群として同数の無非行群を選び、予測因子としては「自己統制力」と「社会適応」の2個の因子を用い、この予測因子と非行の有無の関連について、客観的テストを用いて調査測定し、両群の差を比較検討して2個の予測因子によって、潜在的非行性を識別することが可能であるかどうか検証する。

第2年次 第1年次と別な非行群と無非行群を選び、それに対して自己統制力と社会適応の調査測定をし、二つの因子と非行との関連性を数量化して非行予測基準を作成する。つづいて、その予測基準の信頼性と妥当性の検定を行なう。

第3年次 第2年次に作成した非行予測基準を一般の児童・生徒に適用し、潜在的非行性を有する者を識別する。この方法によって識別された者に対し、詳細なケーススタディを行ない、非行性形成の原因を探究し、このような児童・生徒に対する個別指導の方法を考究するとともに

非行予測法を活用した積極的な非行防止対策を研究する。

## 2 第1年次の研究内容と結果の考察

### (1) 研究対象校の選定

#### ア 調査対象校の選定

新潟市内の中学校の中から地域性を考慮して、つぎの4か校を調査対象校として選んだ。

- ・ 都市郊外の農漁村地帯の中学校 1校 (a)
- ・ 都市周辺部の工場地帯の中学校 1校 (b)
- ・ 都市周辺部の住宅地帯の中学校 1校 (c)
- ・ 都市中心部の商業、住宅地帯の中学校 1校 (d)

#### イ 非行群とその対照群の決定

それぞれの調査対象校の協力によって、各学校ごとに非行群とその対照群としての無非行群を選び出した。非行群に属する者としては、非行を継続的に行なっている者で明らかに精神障害(精神薄弱, 精神病等)に起因する者を除き、4か校合計60名を選んだが、その内訳はa校10名, b校28名, c校9名, d校13名である。無非行群としては同一学校内で、非行群に属する者と年齢, 知能, 学業成績, 身体状況, 家庭環境等の条件が同じ者で、現在までに非行がないことが明らかな者を同数選び出した。(対象はいずれも男子)

### (2) 調査の実施

#### ア 自己統制力(欲求不満耐性)の調査

##### a 使用テスト

非行生徒と無非行生徒の自己統制力を調査するために、本明寛編, 集団ロールジャッハ・テスト(集団新訂人格検査)を用いた。このテストはロールジャッハ・テストを集団用に改訂したもので、ロールジャッハ・テストの基本仮説を解釈作業の根拠としている。それによると人間の精神活動は、高次の精神活動と低次の精神活動の間の力動的な関係としてとらえることができる。すなわち、社会的な制度, 規則に従おうとする活動とそれを妨害しようとする諸欲求や衝動との関係からみることができるとであろう。

社会的環境へ適応し、社会的価値を認めようとする精神的活動を自我の統制機能と呼んでいるが、自我の統制機能は他方、原始的な欲求や感情を抑制する機能をもっている。このテストは自我の統制機能の良否を最も重視して診断しようとするものであって、そのための指標には次のようなものがある。

#### <1> 形体水準(Form-Level)の評定値

形体反応には意識的な統制力や自我の強固さを投影しているといわれている。形体反応は通常良反応(プラス)と不良反応(マイナス)に区別するが、形体水準(F.L.)の評定値にマイナスのある者は、自己統制に問題があると考えてよい。マイナス1.0やマイナス2.0の反応がある時には自己統制に問題があるので注意を要する。後述するKey(キイ)マイナスやP反応が同時にチェックされている時には、特に統制が不良であるといえることができる。

#### <2> P反応(Popular response)

M反応は人間の内的統制をあらわすといわれている。この反応のある者は原始的で素朴な衝動をよく統制して外側にあらわさない。また、社会の価値体系に従って欲求満足を将来に延期させる働きをもっているともいわれている。

#### <4> Key (キイ) マイナス

Key マイナスというのは、このテストにおける不良連想反応による性格異常点の記号であるが、この出現はどのような場合にも統制が悪いとか、不適応という診断がなされる。Key マイナスが異常に多い場合には、第1に社会環境に対して適応することが困難であることを示しており、第2には神経症や精神病質者の疑いがあるという。ただし、この場合にはKey マイナスばかりでなく、F・L・のマイナス値も同時に多くみられるのが通例である。

#### b 調査の方法

昭和39年9月調査対象校ごとに、あらかじめ選別した非行生徒とその対照群としての無非行生徒を集め、同一条件で調査者が集団的にテストを実施した。テストの実施にあたっては特に非行生徒に疑惑や不安を与えないようにするためじゅうぶん注意を払い、調査対象者数と同数以上の一般生徒を加えて被験者数をふやし、調査日時を生徒の生活に合わせて最も自然な形でテストをするなど配慮したので、非行生徒にも不安や動揺は見られず、全員快くテストを受けた。

#### イ 社会適応(環境体験)の状態の調査

##### a 使用テスト

非行生徒と無非行生徒が、どのような社会適応の状態にあるかを把握するために、長島貞夫著 適応性診断テストを用いた。このテストは児童・生徒の適応性を診断するために考案されたもので、個人適応5項目、社会適応5項目からなっているが、本研究では社会適応の5項目を用いて調査対象者が、社会環境をどのような体験として受けとめているかを調査した。このテストの社会適応の状態を調査する項目は次の五つからなっている。

#### <1> 社会的技術

社会的技術を適度に有する者は、他の人々と交わることに困難を感じないし、また、他に奉仕することを好み友人などにも進んで協力する。一般に社会的技術は社会的意識や道徳的意識の発達と関連するものと考えられている。

#### <2> 統率性

この特性は積極的な行動傾性を意味している。このような特性をもっている者は自己の意見や考えを進んで発表し、多くの人から敬愛され、リーダーシップをとり、集団のために奉仕しようと努力する。この特性は自己の能力に対する自信、集団における所属感情や安定感にきさえられている。

#### <3> 家庭関係

家庭における児童・生徒の所属感情や安定感を調べようとするもので、児童・生徒が家庭において家族から愛されていると感ずることは、彼らに安定感と幸福感をもたせ、その行動を明朗なものにする。これに反し拒否、溺愛、不和、経済的破たんなどは彼らに不安感や不幸感をもたせ、その行動を不明朗なものにする。

#### <4> 学校関係

学校によく適応している児童・生徒は、教師や友人に愛され、級友と親しく交わり、自分の特質が学級集団において、じゅうぶんに評価されていると感じている。教師や級友から拒否されていると感じている孤立的な者や、学校をきらう者の中には、他の生活場面において要求を満足させる手段を見い出そうとして、社会的に好ましくない行動を代償的に発展させやすい。

#### <5> 近隣関係

近隣の人々や友人との関係は、児童・生徒の全体的人格の発達に、少なからぬ影響を与えている。生活環境を整え、隣人に愛され、良い友人をもち、近隣社会に協力的な者は、バランスのとれた人格の持ち主とすることができる。

以上五つの特性は社会的、対人的場面における行動の様式であり、社会に対する個人の適応特性である。この特性の調査によって、どのような社会的、対人的場面に適応障害をもっているかを診断的に知ることでもできるし、テスト結果を総合的に判断することにより、個人の社会環境への適応状態を全体的に知ることでも可能である。

#### b 調査の方法

前節で述べた集団ロールシャッハ・テストと同じ方法により、同じ対象に対して実施した。

### (3) 調査の結果とその考察

#### ア 集団ロールシャッハ・テストによる自己統制力の調査

##### a 調査のねらい………研究仮説（I）の設定

人間の行動を統制し、社会の価値基準に適合させる機能をもっている自己統制力は、非行の発生に対し抑制的な作用をする。したがって、自己統制力のすぐれている者は、社会の行動基準から逸脱した非行に陥ることは少ないが、反対に自己統制力の劣っている者は非行に陥りやすい。非行生徒とその対照群としての無非行生徒のもっている自己統制力を比較するならば、両者の間には統計的に有意の差があるであろう。個人の有する自己統制力の状態を知れば、非行への親和度を知ることができるであろうという仮説を設定し、その検証のためにこの調査を実施した。

#### b 調査の結果と考察

##### ① keyマイナスの出現状況

このテストにあらわれたkeyマイナスの数を集計すると第16表ようになる。非行群に属する者は平均4.25個のkeyマイナスが出現したのに対し、無非行群に属する者ではその1/2以下の2.08個にすぎなかった。

第16表 各群別Keyマイナス出現状況

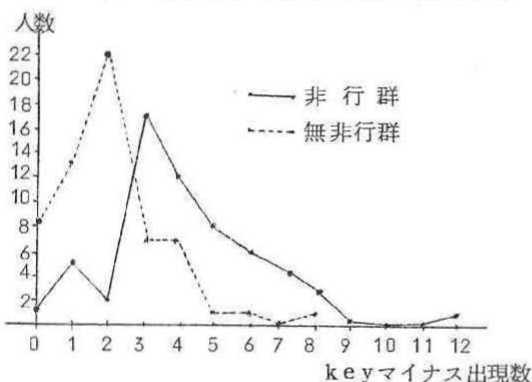
(数字は人数)

keyマイナス 群	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	平均	標準偏差
非 行 群	1	5	2	17	12	8	6	5	3	0	0	0	0	60	4.25	2.13
無 非 行 群	8	13	22	7	7	1	1	0	1	0	0	0	0	60	2.08	1.53
計	9	18	24	24	19	9	7	5	4	0	0	0	0	120		

ウェルチの方法による両群の分散の差  $F = 103.04 \quad P < 0.001 \quad \left\{ \begin{array}{l} df=1 \\ df=118 \end{array} \right.$   
 ウェルチの方法による両群の平均の差  $t = 11.30 \quad P < 0.001 \quad df=59$   
 keyマイナスの出現と非行との関連  $C.R. = 6.58 \quad P < 0.001$

このテストに現われたkeyマイナスの数と非行の有無の間に統計的に有意の差があるかどうかを調べるために、臨界比 (Critical Ratio C.R.) 検定を行なったところ、危険率0.001以下で有意差があり、Keyマイナスの数と非行の有無の間には高い関連性があることがわかった。第16表のKeyマイナスの分布を折れ線グラフで表わすと、左図のようになりKeyマイナス2と3

keyマイナス数2以下の群と3以上の群の比較



とを境として、無非行群と非行群の二つの山に分かれていることがわかる。

そこで、keyマイナス2以下を統制良好群とし、3以上の者を統制不良群として、その両群についてkeyマイナスの分布をみると第17表のようになる。この分布について $\chi^2$ 検定を行なったところ、危険率0.001以下で両群の間に有意差があった。

この表を見ると、keyマイナス2以下の統制良好群に属する者は総数51名で、そのうち実際に非行のある者は、わずか8名(15.8%)にすぎないが、非行のない者は実に43名(84.3%)もあり、前者の5倍強におよんでいる。

これに対しkeyマイナス3以上の統制不良群に属する者は総数69名で、そのうち非行のある者は52名(75.4%)もあったが非行のない者はわずかに17名(24.6%)にすぎなかった。このことからkeyマイナス

第17表 keyマイナス2以下の群と3以上の群の比較 (数字は人数) ( )内は%

keyマイナス 非行の有無	keyマイナス 2以下の群	keyマイナス 3以上の群	計
非 行 群	8 ( 15.7)	52 ( 75.4)	60
無 非 行 群	43 ( 84.3)	17 ( 24.6)	60
計	51 (100 )	69 (100 )	120

$\chi^2 = 283.24 \quad P < 0.001 \quad df = 1$

出現3以上と2以下とで非行者と無非行者とを識別することが可能であることがわかった。

② 形体水準 (F.L.) のマイナス値の出現状況

F.L. マイナスは第18表のように非行群に属する者の $\frac{1}{5}$ にあたる12名の者にだけ現われ、無非行群に属する者には全く出現しなかった。第18表の分布について $\chi^2$ 検定をした結果、危険率0.01以下で有意差があり、F.L. マイナスの出現と非行の間には関連性があるということが



第18表 各群別F.L.マイナス出現状況

(数字は人数) ( )内は%

群	F.L.マイナス	有	無	計
非行群		12 (100)	48 (44.4)	60
無非行群		0	60 (55.6)	60
計		12 (100)	108 (100)	120

$\chi^2 = 13.33 \quad P < 0.001 \quad df = 1$

③ P反応の出現状況

第19表 各群別P反応出現状況

(数字は人数)

群	P反応数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	計
非行群		1	10	14	13	11	4	5	0	2	60
無非行群		3	5	21	15	9	5	2	0	0	60
計		4	15	35	28	20	9	7	0	2	120

平均

標準偏差

3.12

1.75

2.75

1.36

C.R. = 1.29  $P > 0.10$

この調査ではP反応の出現は第19表のような分布になった。P反応数と非行の有無の関連については、臨界比(C.R.)検定の結果、危険率は0.10よりも大となり両群の間に有意差が認められなかった。すなわち、P反応数と非行の有無の間には関連性がないということがわかった。

④ M反応の出現状況

第20表 M反応の出現状況

(数字は人数)

群	M反応数	0	1	2	3	4	計
非行群		12	37	11	0	0	60
無非行群		14	32	12	2	0	60
計		26	69	23	2	0	120

平均

標準偏差

0.98

0.46

1.03

0.75

C.R. = 0.014  $P > 0.10$

M反応の出現は第20表のような分布になった。M反応と非行の有無の関連について臨界比(C.R.)検定を行なった結果、危険率は0.10よりも大となり両群の間に有意差が認められなかった。すなわち、M反応数と非行の有無の間には関連性がないということがわかった。

以上で集団ロールシャハ・テストを用いて自己統制力を示す指標といわれているkeyマイナスF.L.マイナス、P反応、M反応について調査した結果の検定を終ったのであるが、P反応とM反応は非行との関連性がなく、F.L.マイナスについては関連性は認められたが、非行群に属する者の一部にだけしか出現せず、両群の自己統制力を比較する因子としては適当でないと思われるので除外し、keyマイナスの出現数によって自己統制力の良否を判定し、統制良好群(keyマイナス2以下と統制不良群(keyマイナス3以上)に分類した。その結果は前掲第17表のように統制良好群に属する者の非行に陥るチャンスは、100につき15.7であるのに対し、統制不

できるが、F.L.マイナスのない者でもその44.4%にあたる48名は非行に陥っているので、非行者と無非行者を識別するための因子としては適当でないと思われる。



良群に属する者の非行に陥るチャンスは100につき75.4と5倍も高くなっており、自己統制力と非行の有無との間には高い関連性があることがわかった。自己統制力は非行群と無非行群を識別する有力な因子であり、初めに設定した研究仮説(I)は検証することができた。

イ 適応性診断テストによる社会適応の状態の調査

a 調査のねらい……研究仮説(II)の設定

自己統制力と非行との関連について調査の結果、良い統制力をもっているにもかかわらず非行に陥っている者がおり、反対に不良な統制力であっても非行に陥らない者がある。今回の調査では統制良好群の中で15.7%の者には非行があり、統制不良群の中では24.6%の者には非行がなかったが、このことは非行要因の複雑性から考えて当然ありうることであろう。

自己統制力以外の重要な非行要因としては、社会環境に対する適応の状態がどのようになっているかを考えなければならない。社会適応の状態とは環境に対する認知の状態のことであるが、社会適応の状態に問題をもっている者は、つねに欲求不満をもち、非行が発生しやすい不安定な心理的状态にある。

非行生徒とその対照群としての無非行生徒の社会適応の状態を比較するならば、両者の間には統計的に有意の差があり、社会適応の状態から非行への親和度を知ることができるであろうという仮説を設定し、その検証のためにこの調査を実施した。

b 調査の結果と考察

適応性診断テストによる検査の結果、非行群と無非行群に分けて社会適応の得点(パーセントイル)の分布を比べてみると第21表のようになり、非行群はパーセントイルの低い方(不良適応)に多く分布し、無非行群は高い方(良適応)に多く分布していることがわかる。

第21表 各群別社会適応状況(I)

(数字は人数)

社会適応パーセントイル	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~99	計
非行群	8	8	10	8	11	6	2	1	1	5	60
無非行群	4	2	9	10	6	5	9	0	5	10	60
計	12	10	19	18	17	11	11	1	6	15	120

これをテストの手引書により50パーセントイルを境として適応良好群と適応不良群に分けて比べてみると、第22表のような分布になり、一見して非行群は無非行群に比し不良な適応状態にあることがわかる。第22表の分布について $\chi^2$ 検定の結果、危険率0.01以下で両群の間に統計的に有意の差があり、さきに設定した研究仮説(II)について検証することができた。しかし、この

(数字は人数)

第22表 各群別社会適応状況(II) ( )内は%

社会適応群	不良(50パーセントイル未満)	良(50パーセントイル以上)	計
非行群	45(59.2)	15(34.1)	60
無非行群	31(40.8)	29(65.9)	60
計	76(100.0)	44(100.0)	120

調査でも不良な社会適応の状態にありながら非行のない者が31名(40.8%)もあり、良好な社会適応の状態にあっても非行のある者が15名(34.1%)もあった。このことは非行の発生には、社会適応の状態以外の要因が働いていることを示していると考えなければならない。

$\chi^2 = 7.00$   $P < 0.01$   $df = 1$

ウ 自己統制力・社会適応の2因子と非行との関連についての考察

自己統制力の調査では良い統制力を持ちながら非行をする者と、不良な統制力にもかかわらず非行をしない者があり、社会適応の調査では良い適応をしていながら非行に陥る者と不良な適応の状態にありながら非行に陥らない者とがあった。この差異はどうして生ずるのであろうか。その原因を究明するために、自己統制力と社会適応の二つの因子を組みあわせて、それと非行の有無との関連について検討した。その結果、非行群については第23表のようになり、良い統制力を持ちながら非行に陥った6名(ロ)は、社会適応の状態が不良であることがわかった。このことは彼らのもっている自己統制力の強さに比べて社会適応の状態が不良のため、それから生ずる欲求不満に耐えることができないで非行に陥ったものと解することができる。

第23表 自己統制力と社会適応との関連 (I)

—非行群— (数字は人数)

社会適応 \ 自己統制力	良 (keyマイナス2以下)	不良 (keyマイナス3以上)	計
良 (50パーセント タイトル以上)	(イ) 2	(ハ) 13	15
不良 (50パーセント タイトル未満)	(ロ) 6	(ニ) 39	45
計	8	52	60

また、良い社会適応の状態であっても不良な自己統制力をもっている13名(ハ)については、貧困な統制力のために社会適応の状態に大きな問題がなくても、わずかの誘因によって非行に陥ったものであろう。不良な統制力と不良な社会適応の状態にある39名(ニ)は、非行に陥るのも当然のことと考えられるが、反対

に良い統制力と良い社会適応の状態にありながら非行に陥った2名(イ)については、詳細なケーススタディによらなければ、その原因の診断は困難であるが、数少ない事例であった。

無非行群については第24表のような分布になり良い統制力を持ち、よい社会適応の状態にある21名(ホ)が、非行のないのは当然といえることができようし、不良な社会適応の状態にあっても良い統制力をもっている22名(ヘ)については、良い統制力が不良な社会適応からくる欲求不満に耐えて、非行の発生を抑えているものと解することができる。不良な統制力であっても良い社会適応の状態にある8名(ト)については、社会適応の状態が良好なため欲求不満に陥ることなく、貧困な統制力にもかかわらず非行が現れないものと解することができる。

第24表 自己統制力と社会適応との関連 (II)

—無非行群—

(数字は人数)

社会適応 \ 自己統制力	良 (keyマイナス2以下)	不良 (keyマイナス3以上)	計
良 (50パーセント タイトル以上)	(ホ) 21	(ト) 8	29
不良 (50パーセント タイトル未満)	(ヘ) 22	(チ) 9	31
計	43	17	60

不良な統制力を持ち、不良な社会適応の状態にある9名(チ)は、現在までに明らかに非行はないが、その原因はケーススタディによらなければ不明である。けれども、将来何かのきっかけで非行にはいる危険性を内包しているものとも考えることもできよう。

次に自己統制力と社会適応の二つの因子と非行の有無との関連について検討するために、第23表と第24表をまとめ第25表を作成した。この表の分布について $\chi^2$ 検定の結果、危険率0.01以下で有意差があつたが、さらに「統制」と「適応」の2因子を組み合わせた各カテゴリーごとの検定をした。その結果から次のようにいうことができるであろう。

第25表 自己統制力と社会適応との関連(II)

(数字は人数)  
( )内は%

群 \ 統制と適応	良統制・良適応	良統制・不良適応	不良統制・良適応	不良統制・不良適応	計
非行群	(a) 2 (3.3)	(c) 6 (10.0)	(e) 13 (21.7)	(g) 39 (65.0)	60 (100)
無非行群	(b) 21 (35.0)	(d) 22 (36.7)	(f) 8 (13.3)	(h) 9 (15.0)	60 (100)
計	23	28	21	48	120

$$\chi^2 = 44.76 \quad P < 0.01 \quad df = 3$$

- ① 良い統制力をもち良い社会適応の状態にある者(良統制・良適応群という)は、非行群にあつてはわずかに2名(a)で全非行生徒の3.3%にすぎないが、無非行群にあつては21名(b)で全無非行生徒の35.0%におよんでいる。次にこれを良統制・良適応群の総数23名(a+b)に対する割合について比較してみると、非行生徒は2名8.7%であるのに対し、無非行生徒は21名91.3%となっている。この分布について $\chi^2$ 検定の結果 $\chi^2$ 値15.74  $P < 0.01$   $df = 1$ となり有意差があつた。このことから良い統制力をもち良い社会適応の状態にある者は非行に陥る危険性が少ないといふことができる。
- ② 不良な統制力をもち不良な社会適応の状態にある者(不良統制・不良適応群という)は、非行群では39名(g)で全非行生徒の65.0%におよんでいるのに対し、無非行群ではわずかに9名(h)で全無非行生徒の15.0%にすぎない。これを不良統制・不良適応群の総数48名(g+h)に対する割合について比較してみると、非行生徒は39名81.3%であるのに対し、無非行生徒は9名18.7%である。この分布について $\chi^2$ 検定の結果 $\chi^2$ 値18.77  $P < 0.01$   $df = 1$ となり有意差があつた。このことから不良な統制力をもち、不良な社会適応の状態にある者は非行に陥る危険性が高いといふことができる。
- ③ 良い統制力をもち不良な社会適応の状態にある者(良統制・不良適応群という)は、非行群では6名(c)で全非行生徒の10.0%であり、無非行群では22名(d)で全無非行生徒の36.7%である。これを良統制・不良適応群の総数28名(c+d)に対する割合について比較してみると、非行生徒は6名21.4%であるのに対し、無非行生徒は22名78.6%である。この分布について $\chi^2$ 検定の結果 $\chi^2$ 値9.18  $P < 0.01$   $df = 1$ となり有意差があつた。このことから自己統制力が高い場合には、不良な社会適応の状態にあつても、その環境から生ずる欲求不満や誘惑などに耐え、非行の発生を抑制するといふことができる。
- ④ 不良な統制力をもち良い社会適応の状態にある者(不良統制・良適応群という)は、非行群では13名(e)で全非行生徒の21.7%であり、無非行群では8名(f)で全無非行生徒の

13.3%である。これを不良統制・良適応群の総数21名(e+f)に対する割合について比較してみると、非行生徒は13名61.9%であるのに対し、無非行生徒は8名38.1%である。この分布について $\chi^2$ 検定の結果 $\chi^2$ 値1.24、 $0.20 < P < 0.30$ 、 $d f = 1$ となり有意差は認められなかった。このことから不良な統制力をもって良い社会適応の状態にある者の非行の有無との関連性は、統計的に有意差がなくこの調査からは断定的なことはいえない。

以上の調査とその結果の分析により「良い自己統制力を持ち良い社会適応の状態にある者は、非行に陥る危険性は少なく（非行に陥るチャンス100につき8.7）、反対に自己統制力が不良でその上不良な社会適応の状態にある者は非行に陥る危険性が高い（非行に陥るチャンス100につき81.3）」ということを実証的に知ることができた。このことは児童・生徒の有する潜在的な非行性は、児童・生徒の自己統制力と社会適応の状態を調査測定することにより予知することも可能であるということであり、学校において多数の一般の児童、生徒の中から、潜在的な非行性をもっている者を早期に発見し、非行の危険性を予測することが可能であることを示していると結論づけることができよう。

## おわりに

本研究は学校で潜在的な非行性を有する児童・生徒を、単なる直感や経験的判断のみに頼ることなく科学的客観的に早期に予知する方法を確立すること、および、そのようにして発見された児童・生徒に対し、潜在的な非行性形成の原因を探究して非行の発生を防止し、児童・生徒の人格の健全な成長発達をはかることに寄与しようというねらいをもっている。

非行の予測については古くから多くの研究者や実践家によって、研究され実践されているが、学校で用いるのに適したものはない。本研究では先人の研究を基礎として、専門的な知識や技術を必要とせず、時間的、労力的、経済的にも負担が少なく、学校において容易に実施し得る非行予測法の確立を第1の目標としている。したがって、方法的には確率論に基づく数理統計的な方式により、測定具としては市販の客観的テストを使用し、そのテストにあらわれた結果の分析から児童・生徒の非行に陥る蓋然性を推測しようとするものである。

第1年次においては、このような方法により児童・生徒の非行を予測することが、はたして可能であるかどうかを検討するために、自己統制力と社会適応の二つの因子と非行との関連性についての仮説をもち、実態調査をしたのであるが、その結果、両因子と非行とは密接に関連性があり、自己統制力と社会適応の二つの因子を調査測定することによって、非行の予測は可能であるという肯定的見通しをもつことができた。この方法が非行の予測法として実用性をもつためには、二つの因子と非行の関連性を数量化して予測基準を作成し、その信頼性と妥当性の検定をしなければならないが、これらの問題は第2年次以降において研究していきたい。少年非行が激増している今日、非行予測法の確立は緊要な課題であるが、本研究がそのために役立つことがあれば望外のしあわせであると思っている。

非行の予測については、この道の先覚者グリュック夫妻が数理統計的方法による早期予測法を世に問うて以来、それに対し多くの意見や疑問が出され議論がたたかわされている。それらの批判に対しては謙虚に耳をかたむけ、いたずらに予測法を過信して予測法万能主義に陥るようなことがあってはならない。いくつかの因子が非行の予測にとって実験的に有効であるからといって、他の多くの因子を排除するわけにはいかないであろうし、これらの方法がいかに客観的、実証的であったとしても数理統計上の蓋然

性に基礎をおくものである限り、生きた人間に機械的にあてはめ、そのみで少年の将来の非行を判断しようとするは人間の行動のダイナミックスを無視した予測法の乱用であるという、そしりを免れないであろう。

数理統計的方法による非行の予測法は、あくまで潜在的非行性の第1次的発見にのみ用いるこ、すなわち、非行予測の補助的手段であることを忘れてはならない。たとえていうならば放射能測定におけるガイガー計数管や医師の診断の際の体温計のような役目をするものであることを常に念頭において、よりよい予測法の確立のために研究を進めていきたいと念願している。

終りに、この研究について各位のご批判をお願いするとともに、この研究調査に対し終始積極のご協力をいただいた研究協力校の校長先生はじめ諸先生に対し、深く感謝の意を表するものである。

この研究を担当し、執筆したのは 東山修二 である。

### 参 考 文 献

- |                   |                         |                         |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| 牛 島 義 友 他         | 講座家庭と問題児と非行少年<br>学校第5巻  | 金 子 書 房                 |
| 水 島 恵 一           | 非行臨床心理学                 | 新 書 館                   |
| 上 武 正 二 他         | 非行生徒の心理と指導              | 新 光 閣                   |
| 牛 島 義 友           | 不良化傾向の早期発見              | 金 子 書 房                 |
| 小 川 太 郎 他         | 少年非行と少年保護               | 立 花 書 房                 |
| 岩 井 弘 融           | 犯罪社会学                   | 弘 文 堂                   |
| 池 見 猛             | 犯罪心理学                   | 文 久 書 林                 |
| 山 根 清 道           | 犯罪心理学                   | 共 立 出 版                 |
| 吉 益 脩 夫           | 犯罪心理学                   | 東 洋 書 館                 |
| 礎 村 英 一           | 社会病理学                   | 有 斐 閣                   |
| 村 田 宏 雄           | 青少年犯罪の社会心理              | 刀 江 書 院                 |
| グリュック,S&E,        | 少年非行の解明                 | 法 務 省                   |
| 館 沢 徳 弘           | 少年非行の予測                 | 一 粒 社                   |
| 安 倍 治 夫 他         | 犯罪予測法入門                 | “                       |
| 「法律のひろば」<br>編 集 部 | 犯罪予測の理論と実際              | 帝 国 地 方 行 政 学 会         |
| 警 察 庁             | 非行危険性判定法                | 立 花 書 房                 |
| 戸 川 行 男 他         | 性格心理学<br>講座第4巻 性格の異常と指導 | 金 子 書 房                 |
| 坂 木 一 郎 他         | 講座教育診断法第5巻              | 牧 書 店                   |
| 内 山 喜 久 雄         | 問題児臨床心理学                | 金 子 書 房                 |
| 山 口 透             | 少年非行への挑戦                | 黎 明 書 房                 |
| 檜 山 四 郎           | 非行中学生の対策と指導             | 酒 井 書 店                 |
| 遠 藤 辰 雄           | 非行の予見について               | 児 童 心 理 第 1 4 卷 第 1 0 号 |

遠藤辰雄	非行予測の問題点	児童心理	第17巻第2号
山本晴雄	少年非行の低年齢化の問題と学校教育	“	第17巻第2号
三宅守一	非行の芽とその処置	“	第17巻第12号
樋口幸吉	非行原因論	“	第17巻第11号12号
水島恵一	非行児の価値観	“	第19巻第2号
中央青少年問題 協議会	青少年白書1963		
法務総合研究所	犯罪白書昭和39年版		
新潟県警察本部	犯罪統計書昭和38年度		
“	少年非行のあらまし		
新潟県教育研究所 研究紀要第46集	問題生徒の理解と指導に関する研究		